

藤沢市利用定員の設定における運用基準

1 総則

このことについては、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」の主旨の一つである保育等の質の向上や教育・保育施設の安定経営及び公定価格給付のより適正な執行に資するため、「利用定員」の設定について「運用基準」を定めるものです。

2 運用基準

- (1) 利用定員は認可定員と同数とすることを基本とする。
- (2) ただし、開所から1～2年間については、3歳児から5歳児を中心に認可定員を下回る入所児童数となることが多い「新たに開所する認可保育所」について「認可定員を下回る利用定員設定」の対象施設とする。
- (3) 開所1～2年経過後も、(4)の条件を満たす場合は、認可定員を下回る利用定員設定の対象施設とする。
- (4) 具体的には、毎年4月入所における2次審査後の入所児童数と認可定員数に「20人以上」のかい離があった場合、入所児童数に「10人」を加えた数の下1桁を切り上げた数を「利用定員」として設定する。
- (5) なお、認可定員を下回る利用定員を設定後、利用定員を上回る入所申込み等があった場合には、必ず受け入れるとともに、速やかに入所児童数を上回る利用定員設定の手続きを行うことを(4)にあたっての前提条件とする。
- (6) 利用定員設定の手続きについては、対象事業者からの申請により市が審査及び設定し、藤沢市子ども・子育て会議へ報告するとともに、届出事由の発生日からおおむね1か月以内に所定の様式により県へ事後届出を行う。
- (7) 現時点において、藤沢市における地域型保育事業は「20人未満」の定員設定であること、また平成30年3月時点において開設済みの認可保育所については、入所児童数と認可定員に「20人以上」のかい離が生じていないため、当面の間、この運用基準の対象外施設とする。

3 運用開始時期

平成30年4月とする。

附 則

この運用基準は、平成30年11月22日に改定する。

以 上

(事務担当) 子育て企画課・保育課